

協議会の進め方

→ [各県部会] 4～6月頃まで

- 協議会構成員の確認（規約改正案）
- 当該年度の取り組み予定と調整状況を確認

インターンシップ 受入

座長へ報告

協議会事務局よりマーリングリスト等で情報提供

情報
共有

[各県部会] 翌年1～~~2~~月頃

- 当該年度の取り組み状況の共有
- 翌年度の取り組み計画の確認

[本協議会] 翌年2～~~3~~月頃

- 当該年度の取り組み状況と翌年度の計画について情報共有
- 具体的な取り組み評価や建設界の入職率・離職率などの指標確認
- 担い手育成についての議論 など